

令和 2 年度  
藤沢市開発経営公社  
保有地一般競争入札案内書

《令和 2 年 11 月実施》

## 目 次

一般競争入札による物件購入までの流れ	2 ページ
入札概要	3 ページ
物件調書	9 ページ
現地案内図／物件詳細図	10 ページ
入札会場案内図	12 ページ
土地売買契約書（見本）	13 ページ
一般競争入札参加申込書	18 ページ
委任状	20 ページ
請求書	22 ページ
入札書	24 ページ

## 一 般 競 争 入 札 に よ る 物 件 購 入 ま だ の 流 れ

現地説明会	2020年（令和2年）10月26日（月）午前10時から 現地にて
入札保証金の振込み	2020年11月2日（月）から11月13日（金）までの間に 一般財団法人藤沢市開発経営公社（以下「公社」）指定の口座 に振込み（300万円）
入 札	<p>《日時》2020年11月19日（木）</p> <p>《場所》CoccoTerrace 湘南4階 第1会議室</p> <p>受付：午後1時30分 入札：午後1時45分</p> <p>《提出書類》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入札参加申込書</li> <li>2. 請求書（入札保証金返還請求書）</li> <li>3. 入札保証金の領収書の原本（受付確認後に返却）</li> <li>4. 3の領収書のコピー1部</li> <li>5. 納税証明書等</li> <li>6. 委任状（代理人の場合のみ）</li> <li>7. 印鑑証明書（印鑑登録証明書）</li> <li>8. 代表者（代理人）の本人確認書類</li> </ol>
開札・落札者決定	入札の締め切り後、直ちに入札者の面前で開札し、落札者を 決定（最低売却価格の設定あり）
契 約	2020年11月30日（月）から2020年12月18日（金）までの 間に売買契約を締結（土、日除く）
売買代金の振込み	契約締結時まで、契約保証金（代金の10%以上、後日代金に 充当）を振込み、2020年12月28日（月）までに残金の振込み
所有権移転の登記	売買代金受領後に公社が所有権移転の登記を行い、登記識別情 報を落札者に引渡し

## 1 入札物件

土地の表示等	都市計画上の制限等	予定価格 (最低売却価格)
藤沢市柄沢二丁目3番7  地積：1701.55 m <sup>2</sup>	・ 第一種低層住居専用地域  ・ 建ぺい率 50%  ・ 容積率 80%  ・ 宅地造成工事規制区域  ・ 建築基準法第22条区域	130,850,000 円

## 2 入札についての注意事項及び売払条件

- (1) 予定価格(最低売却価格)以上の最高価で入札した落札者に売払いとなります。
- (2) 入札保証金(3,000,000円)を公社指定の口座に振込む必要があります。
- (3) 公社の事情により入札の中止又は内容の変更をすることがあります。
- (4) 入札参加者としての資格がある方が、入札に参加することができます。
- (5) この物件は、現況有姿の売買とし、現況のままの引渡しとなります。
- (6) この物件は、公簿面積(地積)での売買とします。
- (7) 入札保証金は契約に至らなかった場合には全額返金いたします。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる者は、入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。
- (4) 改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社の整理の開始の申立て又は通告がなされている者。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者。ただし、同法33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更正手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかったものとみなす。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- (8) 過去1年間の法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者。

#### 4 入札物件の現地説明会

- (1) 日 時 2020年（令和2年）10月26日（月）  
午前10時から
- (2) 場 所 入札物件の所在地（※現地案内図のとおり）  
藤沢市柄沢二丁目3番7
- ※現地説明会に不参加の場合も、入札には参加できますが、この場合は、この入札に関する全ての事項を了知されて参加されているものとみなします。

#### 5 入札受付、入札及び開札の日時・場所

- (1) 受 付 2020年（令和2年）11月19日（木）  
午後1時30分から1時45分まで
- (2) 入 札 2020年（令和2年）11月19日（木）  
午後1時45分から
- 開 札 入札終了後、直ちに
- (3) 場 所 藤沢市辻堂神台二丁目2番2号  
CoccoTerrace（ココテラス）湘南4階 第1会議室
- ※理由如何を問わず、受付時間に遅れますと入札に参加できません。

#### 6 入札日の持参品等

- (1) 一般競争入札参加申込書  
本入札案内書に添付したものを使用してください。

(2) 委任状（代理人の場合のみ）

入札参加申込書の申込人（共有とされる場合は共有者全員）が入札に参加される場合は不要です。

法人の代表者印を持参できない場合や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合には、委任者の印鑑証明書（印鑑登録証明書）を添付した委任状を持参してください。

※委任状は、本入札案内書に添付したものを使用してください。

(3) 印鑑及び印鑑証明書（印鑑登録証明書）

一般競争入札参加申込書に押印したご本人の印鑑及び印鑑証明書をお持ちください。ただし、代理人が入札する場合は、ご本人（入札者）の印鑑を持参していただく必要ありませんが、代理人の方は、委任状に押印したご自分の印鑑を持参してください。

(4) 入札保証金の領収書の原本（受付で確認の上、その場でお返しします。）と  
入札保証金の領収書の写し1枚

(5) 納税証明書等（発行後3箇月以内のもの）1通

(6) 請求書（入札保証金返還請求書）

本入札案内書に添付したものを使用してください。

(7) 代表者（代理人）の本人確認書類（運転免許証の写し等）

## 7 入札保証金の取扱いについて

入札保証金の振込方法及び返還方法については、次のとおりですので、ご注意ください。

(1) 入札保証金を2020年（令和2年）11月2日（月）から11月13日（金）までの間に、下記の金額を公社指定金融機関に振込んでください。

※入札保証金の額 金3,000,000円

※公社指定金融機関 スルガ銀行 藤沢支店 普通

No.1010717 一般財団法人藤沢市開発経営公社

振込手数料は、各自で負担してください。入札保証金の振込みについては、受付の際に領収書を提示していただくと共に、その写しを提出していただきます。

(2) 入札保証金の返還請求は、入札保証金返還請求書を入札当日に提出してください。

※落札者の入札保証金は売買契約締結日まで返還しませんが、落札者が振込んだ入札保証金は、契約の手続きをした後に返還し、又は契約保証金に充当することができます。

※落札者以外の者が振込んだ入札保証金は、入札終了後、入札保証金返還請求書に記された口座に、約30日以内に返還します。（郵便局を除く。）

## 8 納税証明書等の提出

法人税、消費税及び地方消費税等については、未納のないことを証する次の書類をご用意ください。

(1) 法人の場合

(納税証明書その3の3) …本社所在地の税務署発行

(2) 個人の場合

(納税証明書その3の2) …住所地(納税地)の税務署発行

※証明書は、申込書の提出日以前3箇月以内に発行されたものとします。

## 9 入札

入札者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、所定の入札箱に投函してください。

※入札書は、入札日当日に入札場所を手渡します。

## 10 入札金額の記入方法

入札金額の記入は、算用数字を使用し、最初の数字の前に必ず「¥」を記入してください。

## 11 入札書の引換え等の禁止

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

## 12 開札

開札は、入札終了後ただちにその場で実施します。ただし、入札者又はその代理人が開札場所には出席しない場合には、公社の指定した者を立ち会わせて開札します。

この場合、異議の申立てはできません。なお、開札は、申込人の氏名(法人の場合はその名称)と入札金額を読み上げて公開する方法により行います。

## 13 入札結果の通知

開札の結果、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、次順位買受け申し出をできる入札者があるときはその旨を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に知らせます。

## 14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者の入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 入札保証金を所定の日時まで振込んでいない者

(3) 入札保証金の額に満たない入札保証金を振込んだ者

- (4) 入札書に不明な事項を記載した者又は入札書に記名若しくは押印をしなかった者
- (5) 2通以上の入札書を提出した者
- (6) 他人の代理も兼ねて入札に参加した者又は1人で2人以上の代理をした者
- (7) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (8) 前各号に定めるもののほか、この入札案内書に規定する入札に関する事項に違反した者

## 15 落札

落札者は、公社の予定価格以上の最高価をもって申込みをした者とします。

ただし、当該最高価が同一である入札をした者が2人以上あるときは、くじによって落札者を決定します。

## 16 再度入札

入札日当日の再度入札は行いません。

## 17 契約の締結

落札者は、速やかに「公社保有地買受申込書」を提出するとともに、2020年(令和2年)11月30日(月)から12月18日(月)までに別紙「土地売買契約書(見本)」の内容の契約を公社と締結しなければなりません。

契約の手続きは、落札者本人(法人は代表者)が行ってください。

※「公社保有地買受申込書」は、入札日に落札者に手渡します。落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が振込んだ入札保証金は、公社に帰属することになります。

※売買契約は、入札書に記載された入札者名義で行います。

## 18 売買代金の振込方法

売買代金の振込みは、売買契約締結と同時に、契約金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を振込み、売買代金と契約保証金との差額を公社が交付する請求書により12月28日(月)までに振込んでください。

※11月13日(金)までに振込まれた入札保証金を契約保証金に充当することができますので、契約締結日には契約保証金との差額を振込んでください。

※契約保証金は、売買代金が納期限までに振込まれなかった場合は、公社に帰属することになります。

※入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利子を付しません。

※売買代金の分割払いはできません。



## **19 所有権の移転等**

売買代金が全額振込まれたときに所有権の移転があったものとし、速やかに物件を現況のまま引き渡します。

所有権移転登記については、物件の引渡後、入札書に記載された入札者名義で公社が行います。

なお、売買契約書(公社保管のもの1部)に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税、その他本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

## **20 入札不調の取扱いについて**

入札者のいない場合又は落札されなかった場合については、後日、再度入札の案内を行う予定です。(※案内時期は未定です)

## **21 個人情報の取扱いについて**

申込書に記載いただいた個人情報は、個人情報保護法及び関連法令又は公社個人情報保護規程に基づき適正に管理・保護し、本件目的以外の利用や第三者への提供は行いません。

## **22 その他**

この入札案内書に定めのない事項については、関係法令の定めるところによります。

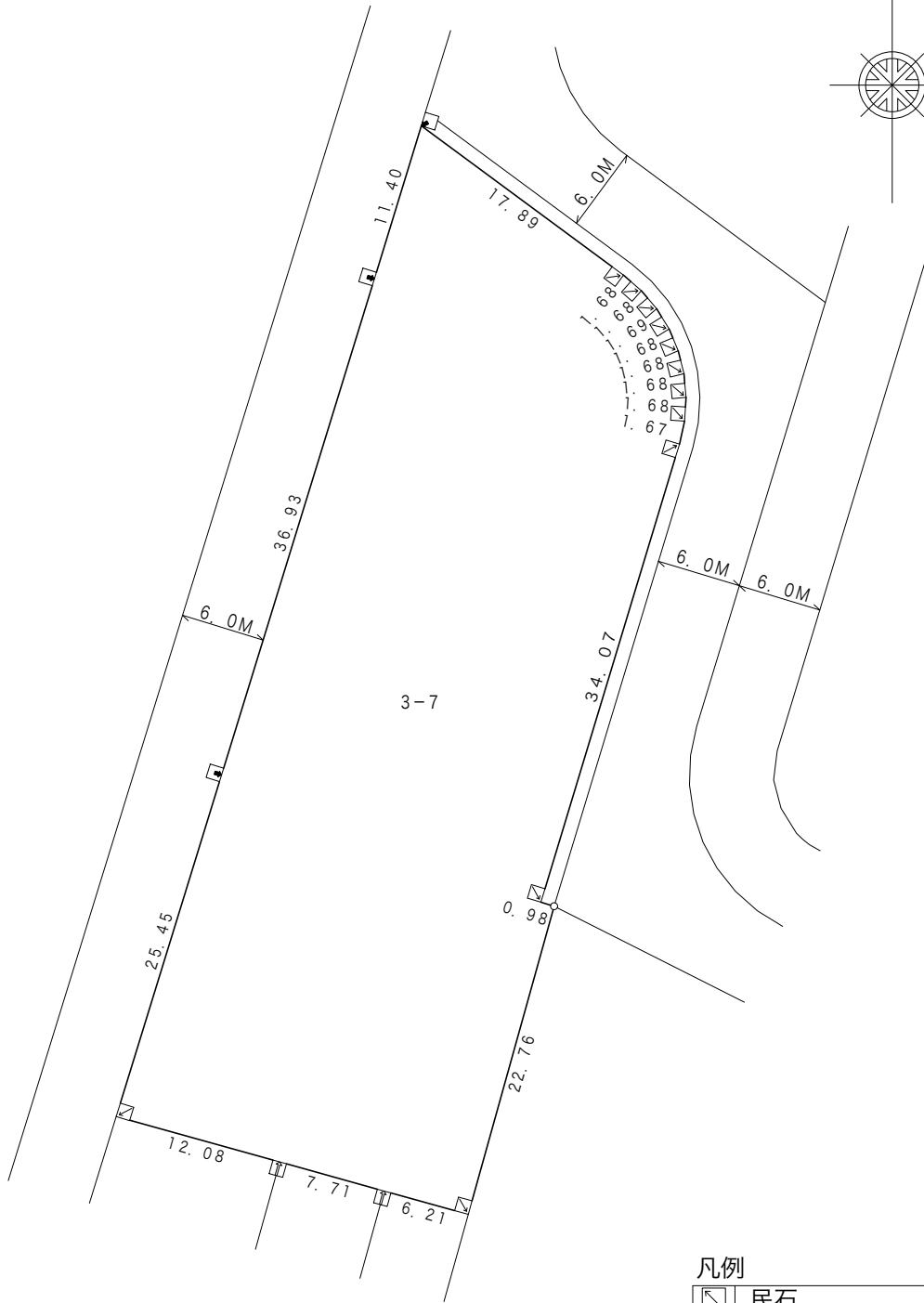
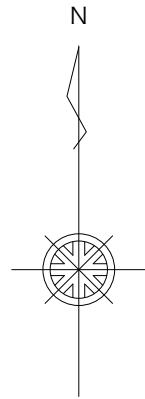
## 物 件 調 書

土地の表示等	藤沢市柄沢二丁目3番7
地 積	1701.55㎡
地 目	宅 地
形 状	現況図のとおり
接面道路の幅員及び構造	西側：幅員6m市道（舗装あり） 東側：幅員6m遊歩道（詳細はその他の事項に記載）
法令等に基づく制限	土地区画整理事業：柄沢特定土地区画整理事業 市街化区域 用途地域：第1種低層住居専用地域 建ぺい率：50% 容積率：80% その他：宅地造成工事規制区域 建築基準法第22条区域
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無：無 道路後退の有無：無
供給処理施設の状況	電 気：東京電力(株)藤沢支社 0466-50-3015 上水道：県水（西側市道φ100） 神奈川県企業庁 0466-27-1211 下水道：藤沢市（西側市道φ200） 0466-25-1111 都市ガス：東京ガス（西側市道φ100） 0570-002211
交通機関	藤沢駅北口から神奈川中央交通バスで約10分 大船駅西口から神奈川中央交通バスで約20分
公共施設	藤沢市立大鋸小学校、藤沢市立藤が岡中学校 藤沢市南消防署村岡出張所
その他の事項	①水道、下水道及び都市ガスの引き込み工事並びに歩道切り下げ工事（植栽の移設を含む）等は、自費施工となります。 ②地下埋設物調査及び土壌汚染調査は行っていません。 ③敷地は西側道路より約2.5mから4.5m高く、東側遊歩道より等高から約5m低い。 ④物件は現状有姿のままでの引き渡しとなります。境界標の入替え、建造物の撤去等を行いません。



# 現況明細図

所在：藤沢市柄沢二丁目

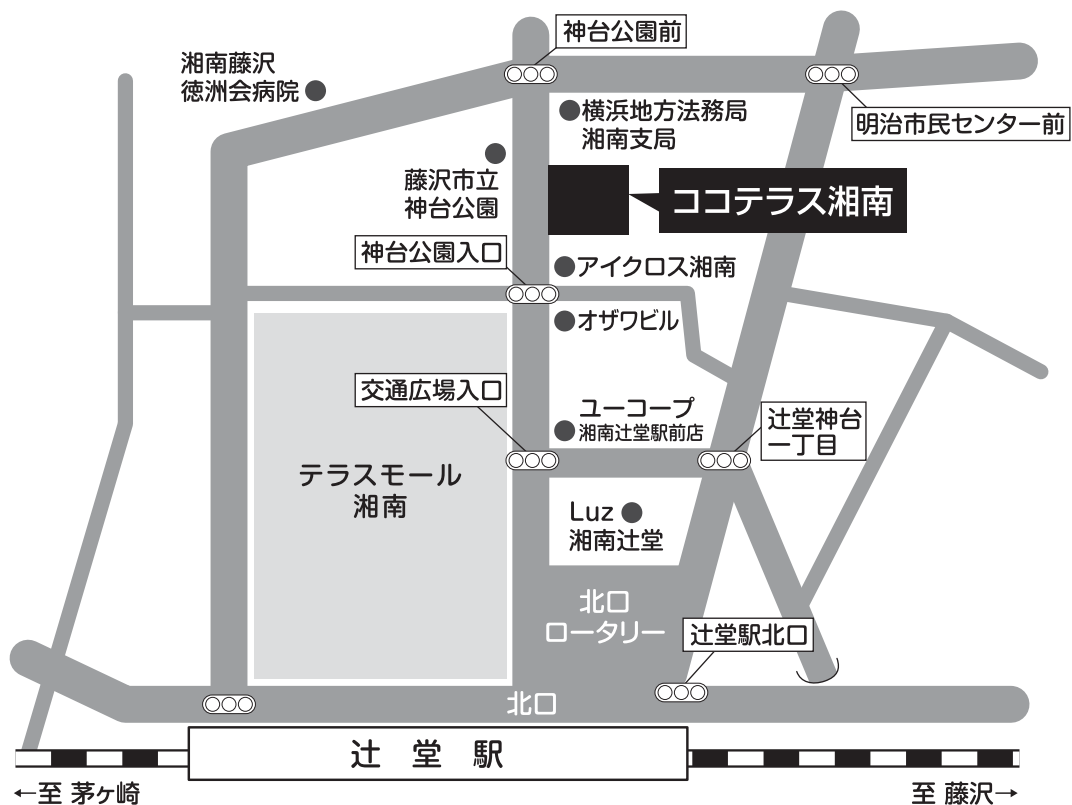


地番	面積
3-7	1,701.55 m <sup>2</sup>

凡例

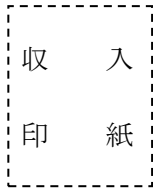
◻	民石
↑	民金属標
◼	市金属標
↑	市金属標
○	印

## 入札会場案内図



〒251-0041 神奈川県藤沢市辻堂神台二丁目2番2号  
 ココテラス湘南4階 (JR 東海道線 辻堂駅より徒歩5分)  
 電話：0466 (34) 8333 FAX：0466 (34) 8223

# 見 本



## 土 地 売 買 契 約 書

売出人一般財団法人藤沢市開発経営公社（以下「甲」という。）と買受人<落札者>（以下「乙」という。）とは、次のとおり甲所有地の売買契約を締結する。

（土地の表示）

第 1 条 甲は、その所有する次表の土地（以下「本土地」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

所在地番	地目	公簿面積
藤沢市柄沢二丁目 3 番 7	宅地	1,701.55 m <sup>2</sup>

2 この売買は、公簿面積の売買とし、実測面積が公簿面積と相違しても甲乙ともに、これに関する売買代金の増減、その他何ら異議を申し出ないものとする。

第 2 条 売買代金は金<落札金額>円とする。

（契約保証金）

第 3 条 乙は、契約保証金として金<落札金額の 10/100 以上>円を、本契約の締結と同時に甲の発行する請求金額により甲指定金融機関に振り込むものとする。

2 前項の契約保証金のうち、金 3,000,000 円は入札保証金から充当できるものとする。ただし、この入札保証金は、その受入期間について利息を付さない。

3 第 1 項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が第 4 条に定める義務を履行したときは、第 1 項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 乙が、次条に定める義務を履行ないときは、第 1 項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（売買代金の振込）

第 4 条 乙は、売買代金のうち前条第 1 項に定める契約保証金を除いた金〇〇〇〇円を、2020 年（令和 2 年）12 月 28 日までに甲の交付する請求書により甲指定の金融機関に振り込まなければならない。

(所有権移転の時期)

第5条 本土地の所有権は、甲が土地売買代金を受領した日に甲から乙に移転するものとする。

(土地の引渡し)

第6条 甲は、土地売買代金受領の日に本土地を現況のまま乙に引き渡し、乙は本土地を引き受けるものとする。

(登記)

第7条 この契約に基づく所有権移転登記手続きは、甲が土地売買代金受領後速やかに行うものとし、乙は登記に必要な書類を甲に引き渡すものとする。

2 前項の登記に要する登録免許税は乙の負担とし、その他の費用は甲の負担とする。

(公租公課)

第8条 本土地の公租公課は、本土地の引渡日が属する年度分までは甲の負担とし、翌年度分からは乙の負担とする。

(経費の負担)

第9条 この契約締結に要する印紙税は、双方の負担とする。

(引渡し前の滅失・損傷)

第10条 本土地の引渡し前に天災地変その他甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由によって、本土地が滅失し甲がこれを引渡すことができなくなったときは、乙は売買代金の支払いを拒むことができ、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

2 本土地の引渡し前に、前項の事由によって本土地が損傷したときは、甲は本土地を修補して乙に引渡すものとする。この場合、甲の誠実な修復行為によって引渡し期日を超えても乙は、甲に対しその引渡し延期について異議を述べることはできない。

3 甲は、前項の修補が著しく困難なとき、又は過大な費用を要するときは、この契約を解除できるものとし、乙は、本土地の損傷により契約の目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。

4 第1項又は前項によってこの契約が解除された場合、甲は、受領済の金員を無利息で遅滞なく乙に返還しなければならない。

(契約不適合を除く契約違反による解除)

第 11 条 甲又は乙は、相手方がこの契約に定める債務を履行しないとき、自己の債務の履行を提供し、かつ、相当の期間を定めて催告したうえ、この契約を解除することができる。

2 前項の契約解除がなされた場合、甲又は乙は、相手方に違約金(損害賠償の予定)として契約保証金と同額の金員を請求することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、違約金の請求はできないものとする。

3 前項の違約金に関しては、現に生じた損害額の多寡を問わず、相手方に増減を請求することはできないものとする。

4 違約金の支払いは、次のとおり、遅滞なくこれを行う。

①甲の債務不履行により乙が解除したときは、甲は受領済の契約保証金を返還したうえで違約金を付加して乙に支払う。

②乙の債務不履行により甲が解除したときは、乙は、甲が受領済の金員を違約金として放棄する。

5 乙が本土地の所有権移転登記を受け、又は本土地の引渡しを受けているときは、前項の支払いを受けるのと引換えに、その登記の抹消登記手続き、又は本土地の返還をしなければならない。

6 本条の規定は、第 13 条に定める契約不適合による契約の解除には適用されないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 12 条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。

②自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。

③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

④本土地の引渡し及び売買代金の全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項④の確約に反した行為をした場合



- 3 乙は、甲に対し、自ら又は第三者をして本土地を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約する。
- 4 甲は、乙が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
- 5 第2項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、第11条第2項の規定にかかわらずその相手方に対し、違約金（損害賠償の予定）として契約保証金と同額の金員を違約金として支払うものとする。この場合の違約金の支払いについては、第11条第4項に準ずるものとする。
- 6 第2項又は第4項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

#### （契約不適合責任）

第13条 引渡された本土地が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という）は、乙は、甲に対し、本土地の修補を請求することができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、修補の方法に関し協議の申し入れをすることができる。

- 2 引渡された本土地に契約不適合があるときは、その契約不適合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、修補に代え、又は修補とともに損害賠償を請求することができる。
- 3 引渡された本土地に契約不適合があるときは、その契約不適合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除き、乙は、甲に対し、相当の期間を定めて本土地の修補を催告したうえ、この契約を解除することができる。
- 4 乙が前項に基づきこの契約を解除し、乙に損害がある場合には、その契約不適合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し損害賠償を請求することができる。
- 5 引渡された本土地に契約不適合があるときは、乙は、甲に対し、相当の期間を定めて本土地の修補を催告したうえ、損害賠償請求や契約解除によらずに、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 6 乙は、本土地の引渡し後2年を経過するまでに甲に本土地に契約不適合がある旨を通知しなかった場合、本条に定める権利を行使できないものとする。

#### （疑義の決定）

第14条 この契約に定めがない事項、又はこの契約条項に解釈上疑義を生じた事項については、民法その他関係法規及び不動産取引の慣行に従い、甲及び乙が誠意を持って協議し、定めるものとする。

(裁判管轄)

第 15 条 この契約に関する訴えについては、横浜地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、当事者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2020 年（令和 2 年） 月 日

甲 藤沢市辻堂神台二丁目 2 番 2 号  
一般財団法人藤沢市開発経営公社  
理事長 ⑩

乙

⑩

※この土地売買契約書（見本）の内容は、変更になる場合があります。

## 一般競争入札参加申込書

2020年(令和2年) 11月19日

一般財団法人藤沢市開発経営公社理事長

申 込 人	所在地	
	商号又は 名称及び 代表者名	⑩
	電話番号	

※申込人の氏名（法人の場合は法人名）と入札金額を公開することを承諾します。

次の物件の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

所在等	藤沢市柄沢二丁目3番7	宅地	1701.55 m <sup>2</sup>
-----	-------------	----	------------------------

(注) ①代理人による場合には、委任状を添付してください。

②添付書類

申込人が個人の場合 印鑑登録証明書（発行後3箇月以内のもの）1通

申込人が法人の場合 法人の印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）1通



## 委 任 状

代 理 人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、上記の者をもって代理人と定め、次の物件の一般競争入札その他当該入札に付帯する一切の権限を委任します。

所 在 等	藤沢市柄沢二丁目3番7	宅 地	1701.55 m <sup>2</sup>
-------	-------------	-----	------------------------

2020年(令和2年) 月 日

入札者(委任者) 所 在 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

注1 入札者(委任者)の印は、印鑑登録済みの印鑑を押印し、印鑑証明書(印鑑登録証明書)を添付してください。

注2 代理人の本人確認ができる書類を添付してください。



# 請 求 書

(入札保証金返還請求書)

2020年(令和2年) 月 日

次の金額を請求します。

債権者 所在地  
商号・名称  
代表者・印



一般財団法人藤沢市開発経営公社

請求金額		¥	3	0	0	0	0	0	0
------	--	---	---	---	---	---	---	---	---

納入月日	品名	数量	単位	単価	金額
	入札保証金	1	1		¥3,000,000

振込先	銀行 信用金庫 農業協同組合				支店
	種目	普通 当座	番号		
口座名義	フリガナ				





# 公社保有地一般競争入札 入札書

2020年（令和2年）11月19日

一般財団法人藤沢市開発経営公社理事長

所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

⑩

代理人 \_\_\_\_\_

⑩

※代理人が入札する場合の押印は、代理人の印のみ押印すること。

次の金額で物件を購入したいので、公社保有地一般競争入札案内書を熟覧のうえ、その内容を遵守し入札します。

金 額	十億			百万			千			円
-----	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---





売 主： 一般財団法人藤沢市開発経営公社  
◎免許証番号 神奈川県知事(5)第 23626 号  
◎(公社)神奈川県宅地建物取引業協会 所属  
◎(公社)首都圏不動産公正取引協議会 加盟

お問い合わせ： 藤沢市辻堂神台二丁目 2 番 2 号  
CoccoTerrace (ココテラス) 湘南 4 階  
TEL 0466-34-8333  
8:30~17:15 土・日・祝日休み  
HPアドレス  
<https://www.fujisawa-kaikeiko.com/>